

100年の森林づくり事業を実施中です！

西粟倉村役場と美作森林組合では、森林所有者の皆様と共に災害に強い森林づくり・50年後も健全な森林づくりのため『100年の森林づくり事業』を実施しています。現在は、大茅地区において森林整備を行っていますが、今回は、その森林整備に先立ち欠かすことのできない「林分調査」についてご紹介します。



りんぶんちょうさ 林分調査とは？

ある森林内に、現在、どんな樹種が何本あり、どれくらいの高さ、太さに成長しているのかを調べるもので。樹木のすべての本数を数えることはできないので、地番ごとに一定の面積を抽出し、その中の立木をすべて調査します。林分調査は、森林の現況を明らかにし、間伐が必要な森林であるか、またはどの程度の間伐が必要であるかを知ることができます。

調査箇所では、写真を撮影しています。撮影や調査の目印に使用するテープは、手で切ることができる伸縮性のあるテープなので、樹木が成長しても食い込んだり、傷つけたりする心配はありません。

この事業では、いくつかの地番のまとまりである「団地」を村内各地に設定しています。林分調査は森林組合により団地ごとに行われ、調査を踏まえて検討した森林整備のご提案は、「100年の森林づくり事業説明会」で行っています。ご自宅への訪問説明や、所有者の皆様との現地確認も可能です。

今後も林分調査のため、皆様の森林に立ち入らせていただくことがあります、ご理解とご協力をお願いします。また調査に関するご意見・ご質問等は、美作森林組合までお問い合わせください。

【美作森林組合西粟倉事業所 ☎ 279-2326】

《これまで説明会を実施した団地》

大字	団地名
長尾	佐渕・野井張
知社	六丈
大茅	今井・金谷
影石	影石谷

【長期施業管理に関する契約】

ご契約面積：約350ha

ご契約人数：約180名（7月末現在）



次に森林整備を実施する団地は、知社地区の予定です。また「事業に参加したい」、「もっと詳しく知りたい」方は、いつでもお申し出ください。【産業建設課 山林係 ☎ 279-2111】

事業の詳しい内容は、西粟倉村ホームページでもご覧いただけます。

<http://ns.vill.nishiwakura.okayama.jp/E.sangyo/shinrin/index.htm>



第2回

開催日：平成22年10月3日(日) 9:45スタート

スタート地点：あわくらんど横大規模林道入り口

2010【ヒルクライムinダルガ峰】開催

今年も大規模林道と林道ダルガ峰線を利用した自転車競技2010【ヒルクライムinダルガ峰】が開催されます。昨年は119名の選手がありました。

あわくらんど横大規模林道入り口→引谷林道ダルガ峰線→ダルガ峰休憩所の距離13km、標高差800m、最大斜度14%の岡山県内最長の難関ヒルクライムコースに選手が挑戦します。村民の皆さんの観戦と応援をよろしくお願いします。

※当日は競技終了まで林道ダルガ峰線引谷口からダルガ峰休憩所まで通行規制が行われます。ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

岡山県サイクルスポーツ協議会 ☎ 086-952-3144

役場産業建設課 ☎ 279-2111

コース案内



～農用地区域からの除外について～

農地を転用する場合には、農地法第4条・第5条の許可申請手続をする前に、農用地区域からの除外手続が必要です。（農用地利用計画変更申請）

受付期限：9月24日(金)

<必要書類>

- 農用地利用計画変更申請書
- 登記簿記載事項証明書
- 位置図
- 土地利用計画図及び建築図面等
- その他必要となる書類 例) 住民票等（村外者のみ）



★転用予定がある場合は、必ず上記受付期限までに必要書類を産業建設課へ提出して下さい。

（申請手続は原則年2回です。次回申請受付は3月を予定しております。除外手続完了までには3ヵ月程度時間を要しますのでご注意下さい。）

※除外申請可能か否か等、詳しくは産業建設課（279-2111）へお問い合わせ下さい。

平成22年10月1日から

米トレーサビリティ制度がスタートします

米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか？

米トレーサビリティ法は、大きく以下の2つの内容から構成されています。

- ① 米・米加工品等を譲受け又は譲渡し等をした際にその内容についての記録と保存を義務づけます。
問題が発生した場合の流通ルートの速やかな特定と回収が行えるようになります。
- ② 消費者が産地情報を入手できるよう米・米加工品等の取引の際に産地情報の伝達を義務づけます。
消費者の産地情報についての関心の高さに応えます。

誰が対象となりますか？

米・米加工品等の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う者、具体的には生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、米穀等を取扱う幅広い事業者が対象となります。

どのようなものが対象となりますか？

米、米加工品、米飯類のほか、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんが対象となります。
玄米、精米はもちろん米粉や米こうじ、白飯、赤飯、包装米飯、発芽玄米、弁当、おにぎり、寿司、丼物、各種定食類、炒飯、オムライス、カレーライス、パエリアなどの料理も対象となります。

具体的に何をすればよいのでしょうか？

- ① 平成22年10月1日から事業所間で取引等を行った場合、取引等の記録の作成・保存が必要となります。
- ② さらに、平成23年7月1日以降、生産者から出荷される分から、事業所間で取引等を行う場合や一般消費者へ販売・提供する場合、産地情報の伝達が必要となります。

どのような記録が必要ですか？

- ・名称（品名）
 - ・産地※（国産、○○県産、○○国産など）
 - ・数量（通常用いている単位で可）
- （注）記録の保存期間は、原則3年です。
- ※「産地」の記録は平成23年7月1日以降生産者出荷分から
- ・搬出入をした年月日及び場所
 - ・取引先の氏名又は名称
 - ・用途限定米穀の場合はその用途

産地伝達はどのようにすればよいですか？

- ★ 事業者間取引の場合
 - ・商品の包装又は容器に産地を記載
 - ・取引時の伝票等へ産地を記載
- ★ 一般消費者への販売・提供の場合
 - ・商品の包装又は容器に産地を記載
 - ・購入カタログや注文画面に産地情報を掲示
 - ・商品の包装又は容器に産地を知ることができる方法（Webアドレス、二次元バーコード等）を記載
 - ・メニューに産地情報を記載
 - ・店内で消費者の目につきやすい場所に産地情報を掲示
 - ・店内に産地を知ることができる方法（店員から伝達等）を掲示

お問い合わせ先：中国四国農政局食糧部計画課

電話 086-223-3135 FAX 086-232-4609

詳しくは

米トレーサビリティ法 検索



法定外(任意)予防接種費用の助成制度を始めます

西粟倉村では、ワクチンで予防できる病気のうち、20~30代の女性に多い悪性腫瘍の子宮頸がんと、髄膜炎など重症になりやすいインフルエンザ菌b型（ヒブ）と小児肺炎球菌による感染症の三種類の予防接種について、接種費用の助成を始めます。

子宮頸がん予防接種

対 象：平成22年度は、中学1・2・3年生の女子

平成23年度以降は、中学1年生の女子

接種回数：半年間に3回（初回、初回から1ヶ月後、初回から6ヶ月後）

料 金：1回15,300円を助成の上限とします



インフルエンザ菌b型（ヒブ）予防接種

対 象：初回接種開始月齢が生後2ヶ月以上5歳未満の乳幼児

接種回数：初回接種を始めた年齢により、接種回数が異なります

- ・初回接種が2ヶ月から7ヶ月未満：計4回
- ・初回接種が7ヶ月から12ヶ月未満：計3回
- ・初回接種が1歳から5歳未満：計1回

料 金：1回7,430円を助成の上限とします

小児肺炎球菌予防接種

対 象：初回接種開始月齢が生後2ヶ月以上9歳未満の乳幼児

接種回数：初回接種を始めた年齢により、接種回数が異なります

- ・初回接種が2ヶ月から7ヶ月未満：計4回
- ・初回接種が7ヶ月から12ヶ月未満：計3回
- ・初回接種が1歳から2歳未満：計2回
- ・初回接種が2歳から9歳未満：計1回

料 金：1回9,840円を助成の上限とします

接種方法

(1)西粟倉村診療所で接種する場合

- ・直接、西粟倉村診療所 279-2220へ予約してください。（予約は午後にお願いします。）
診察の都合により、あらかじめ接種日を決めますが、ご了承ください。
- ・窓口での料金の支払いの必要はありません。接種時には、健康保険証、母子健康手帳を持参してください。

(2)西粟倉村診療所以外の医療機関で接種する場合

- ・医療機関へ接種できるかどうか直接問い合わせ、予約をしてください。
接種時には、健康保険証、母子健康手帳を持参し、接種料金全額を窓口でお支払いください。その後保健福祉課に申請をしていただき、上記の料金を上限に、口座振り込みにて助成金をお支払いします。

* 平成22年4月以降にこれらの予防接種をすでに済まされた方も、この制度の対象となりますので、申請にお越しください。

その他：これらの予防接種は、予防接種法で定められた予防接種以外の任意予防接種です。希望された方のみ受けることができます。健康被害が起きた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により対応します。

<お問い合わせ> 保健福祉課（いきいきふれあいセンター） ☎ 279-7100

西粟倉村国民健康保険 被保険者証の更新について

現在お持ちの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、平成22年9月30日となっています。つきましては、下記日程・場所にて新しい被保険者証を交付させていただきます。現在お持ちの被保険者証をお持ちになってお越し下さい。

国民健康保険被保険者証更新日程（9月30日）

場所	時間
大茅公民館	知社公民館 10:00~10:25
坂根公民館	笈津公民館 10:40~11:05
猪之部公民館	下土居公民館 11:20~11:45
塩谷公民館	中土居公民館 14:00~14:25
谷口公民館	引谷公民館 14:40~15:05
影石公民館	別府公民館 15:20~15:45

※住宅にお住まいの方・当日都合の悪い方は、9月28日以降（9月30日以外）にいきいきふれあいセンターで交付します。

【お問い合わせ先】 保健福祉課（いきいきふれあいセンター） ☎ 279-7100

健やかな赤ちゃんを願うみなさんへ

～不妊治療費の助成を行います～

西粟倉村では、不妊治療を受けられるご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しています。

＜対象者＞

- 戸籍法の規定によるご夫婦で、村内に1年以上住所を有し、居住している方
- 村税等滞納がないこと
- 医療保険に加入している方

＜対象医療＞

- 医療保険の対象外となる体外受精、または顕微授精

＜助成内容＞

- 1回の治療費の2分の1以内の金額で、1回につき10万円まで
- 1年度あたり2回まで、通算5年間助成します

＜申請方法＞

- 申請書に必要事項を記入し、住民票を添えて申請してください
＊申請書は村のホームページからもダウンロードできます

＜お問い合わせ、申請先＞

保健福祉課（いきいきふれあいセンター） ☎ 279-7100

＊＊不妊治療費の助成は、岡山県の制度も同時に利用できます＊＊



10月1日に「平成22年国勢調査」を実施します。

- ・国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象とする国の中でも最も基本的な統計調査です。
- ・調査の結果は、選挙区の選定や議員定数の基準、福祉政策や防災対策など国や地方公共団体の行政施策での利用を始め、個人の生活設計や企業の事業計画など様々な場面において利用されています。
- ・特に今回の国勢調査は、少子高齢化、就業・雇用などの実態を地域ごとに明らかにし、我が国が直面している重要課題に対する施策に欠くことのできない統計データを提供するものです。

平成22年国勢調査の概要

【調査期日】

平成22年10月1日前零時現在
(9月下旬から国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。)

【調査の対象】

我が国に常住するすべての人を対象とし、外国籍の人も対象となります。(住民票の届出に関係なく、ふだん住んでいる場所で調査します。)

【調査の項目】

男女の別、出生の年月、5年前の住居の所在地、就業状態、従業地・通学地、住居の種類など20項目

10月1日は、国勢調査
**「今を知らなきゃ、未来はつくれない。
この国に暮らす、すべての人が参加する
調査です。」**



ご協力をよろしくお願いします。

秋の交通安全県民運動のお知らせ

9月21日(火)から9月30日(木)までの10日間、「ゆづりあう 心で走る 岡山路」をスローガンに、「平成22年秋の交通安全県民運動」が県下に展開されます。ドライバーの方はもちろん、県民すべての方々が、交通事故を起こさない、また交通事故に遭わないよう安全な行動を心がけましょう。

【今回の運動の重点目標】

《最重点目標》

☆高齢者の交通事故防止



高齢者の歩行中の交通事故が多く発しています。そしてそのほとんどは道路の横断中に起きています。高齢者のみなさん、無理な横断は避け、十分に安全を確認してから横断するようにしましょう!!

《重点目標》

☆夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進)

☆全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

☆飲酒運転の根絶

☆交差点における正しい通行の徹底

行楽期で高速道路を利用してお出かけをされる方も多いと思いますが、無理のない計画を立てるとともに、スピードの出し過ぎに注意し、車間距離も十分に保つなど、ゆとりのある運転を心がけましょう。

交通安全法令講習会のお知らせ

9月28日(火)、あわくら会館大ホールで交通安全法令講習会を行います。

交通安全に関するビデオ上映の後、交通安全法令講習を行います。

みなさん、ぜひお越しください。



障害者の方へ

地上デジタル放送を受信するための簡易チューナーの無償給付等の支援について

現在、デジタル放送とアナログ放送の両方が視聴できていますが、来年7月24日にアナログ放送は終了します。そのため、それまでの間に、デジタル放送を視聴するための準備をしなければテレビを見ることができなくなります。デジタル放送をご覧できていない方で下記の対象者の方は、無償で簡易チューナーを給付できますので早めに保健福祉課までお越し下さい。

《対象者》

NHK放送受信料が全額免除となっており、世帯全員が村民税非課税となっている世帯

◆NHK放送受信料の全額免除基準

障害者手帳をお持ちの方で、世帯全員が村民税非課税となっている世帯



※NHK放送受信料が全額免除に該当する方で、全額免除となっていない方は、

先に受信料免除申請が必要となります。(保健福祉課に申請用紙があります。)

《申請時に必要な物》村民税課税証明書(世帯分)、印鑑、NHK全額免除証明書、障害者手帳

《支援内容》地上デジタル放送を受信するための簡易チューナーを1台無償給付します。

《ご注意いただきたい点》

支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を清算することはできません。

また、現在デジタル放送を受信できているテレビやチューナーがある場合は支援の対象外となります。

《申込締切》 平成22年12月28日まで

(NHK全額免除証明書が無い方は申込締切よりも早く手続きが必要です。)

《申請・お問い合わせ先》 保健福祉課 (いきいきふれあいセンター内) ☎ 279-7100

上下水道の手続きが必要な場合



こんな時は水道料金と下水道料金が安くなります！

- ☆1年以上家を空ける時
- ☆3ヶ月以上家を空ける時



こんな場合も手続きが必要です

- ☆新規設置するとき
- ☆空き家へ新規で入りたいとき
- ☆振替口座に変更したいとき



上記の場合には忘れずに役場で手続きをお願いします。

詳しい内容については役場産業建設課 (☎ 279-2111) までお問い合わせ下さい。

入札結果情報

(平成22年7月13日～平成22年8月13日執行分)

発注課	産業建設課
事業名	林道ダルガ峰線改良工事
工事場所	西粟倉村影石・長尾地内
工事概要	林道改良延長145m、法面改良面積1366.4m ²
落札業者名	大茅土建(有)
落札金額(税抜き)	16,405,000円

発注課	産業建設課
事業名	林道野井張線舗装工事
工事場所	西粟倉村長尾地内
工事概要	林道舗装延長300m、舗装面積1494.9m ²
落札業者名	(株)まつもとコーポレーション
落札金額(税抜き)	6,000,000円